

函館市各種試験ほ設置事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要領は、市内の農業団体等が農家経営の向上を図るため実施する各種試験ほの設置事業に係る補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則(昭和62年函館市規則第43号)に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 この要綱において補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、農業技術の向上、新しい作物への取組み等の促進、農家経営の向上等に資する栽培試験事業をいう。

(選定結果の通知)

第3条 この要綱において補助金の交付の対象となる団体は、補助対象事業を行う次に掲げる団体とする。

- (1) 市の区域内の土地がその地区の土地の全部または一部である農業協同組合
- (2) 前号に掲げる者のほか、市の区域内に住所を有し農業を営む者が組織する代表者および組織運営について定めのある規約を有する団体

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、補助対象事業に要する経費の10分の7以内の額とし、予算の範囲内において交付するものとする。

2 市長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、同項に定める額を超える額の補助金を交付することができる。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。